

小規模開発行為に係る許可申請等の取扱要領新旧対照表

新	旧
<p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 4 条第 12 項に定める開発行為のうち同条第 13 項に定める開発区域の面積が 1,000 ㎡未満の開発行為（以下「小規模開発行為」という。）に係る法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可申請についての取り扱い等の要領を次のとおり定める。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>4 軽微な変更 （略）</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1. この基準は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。</u></p>	<p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 4 条第 12 項に定める開発行為のうち同条第 13 項に定める開発区域の面積が 1,000 ㎡未満の開発行為（以下「小規模開発行為」という。）に係る法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可申請についての取り扱い等の要領を次のとおり定める。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>法第 37 条の「建築制限解除」について</u> <u>市街化調整区域内の自己の居住の用又は自己の業務の用に供する建築物を目的とする小規模開発行為（質のみの変更の場合に限る。）については、許可と一括で法第 37 条ただし書による建築制限解除をしたものとみなす（個別の申請を要しない。）。</u></p> <p>5 軽微な変更 （略）</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。</p>